

頁	改訂後	改訂前	摘要
共-1-12	1 - 1 - 2 1 建設副産物 7 . ( 3 ) 削除 ( 第 3 項と内容重複のため )	7 . ( 3 ) <del>産業廃棄物管理票(マニフェスト)総括表を工事完成までに提出しなければならない。</del>	表現の変更
共-1-19	1 - 1 - 2 6 既済部分検査等 7 . 削除	7 . <del>請負者は、契約書第37条に基づく中間前払金の請求を行うときは、認定を受ける前に履行報告書を作成し、監督職員に提出しなければならない。</del>	表現の変更
共-1-20	1 - 1 - 3 0 履行報告 請負者は、契約書第 3 7 条の規程により中間前 <b>金払</b> を選択する場合は、契約書第 1 1 条の規定に基づき、履行状況を所定の様式に基づき作成し、 <b>認定請求時に実施工程表・出来高数量・完成部分の状況写真を含めて監督職員に提出</b> しなければならない。	請負者は、契約書第 3 7 条の規程により中間前 <b>払金</b> を選択する場合は、契約書第 1 1 条の規定に基づき、履行状況を所定の様式に基づき作成し、 <b>監督職員に提出</b> しなければならない。	表現の変更
共-1-33	港湾工事等海上起重作業船団長配置要領 3 . 海上起重作業管理技 <b>士</b> の配置	3 . 海上起重作業管理技 <b>師</b> の配置	表現の変更
共-1-34	港湾工事等潜水作業従事者配置要領 2 . ( 1 ) この要領において「港湾潜水技士」とは、社団法人日本潜水協会の行う港湾潜水技士認定試験に合格した潜水土を総称し、「一級港湾潜水技士」、「二級港湾潜水技 <b>士</b> 」及び「三級港湾潜水技士」とは、それぞれ一級、二級及び三級港湾潜水技士認定試験の認定者をいう。	2 . ( 1 ) この要領において「港湾潜水技士」とは、社団法人日本潜水協会の行う港湾潜水技士認定試験に合格した潜水土を総称し、「一級港湾潜水技士」、「二級港湾潜水技 <b>師</b> 」及び「三級港湾潜水技士」とは、それぞれ一級、二級及び三級港湾潜水技士認定試験の認定者をいう。	表現の変更

頁	改訂後	改訂前	摘要
共-5-2	<p>5 - 3 - 2 工場の選定</p> <p>1. 請負者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合には、JISマーク表示認証工場で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定し、JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）に適合するものを用いなければならない。これ以外の場合、本条3、4項の規定によるものとする。</p> <p>2. 請負者は、JISマーク表示認証工場で製造されJIS A 5308（レディーミクストコンクリート）により粗骨材の最大寸法、空気量、スランプ、水セメント比及び呼び強度等が指定されるレディーミクストコンクリートについては、配合に臨場するとともに製造会社の材料試験結果、配合の決定に関する確認資料を整備・保管し、<b>監督職員</b>の請求があった場合は、遅滞なく<b>提示</b>するとともに、検査時に<b>提出</b>しなければならない。</p> <p>なお、JISマーク表示認証工場で、かつ<b>長崎県生コンクリート品質管理監査制度の監査合格証</b>を取得した工場で製造された、上記レディーミクストコンクリートについては、配合に臨場する必要はないものとし、又施工に先立ち、<b>監査合格証</b>の写しを<b>監督職員</b>に<b>提出</b>することで、材料試験結果及び配合の決定に関する確認資料に代えることができるものとする。</p>	<p>1. 請負者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合には、<del>JISマーク表示認証工場または</del>JISマーク表示認証工場で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定し、JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）に適合するものを用いなければならない。これ以外の場合、本条3、4項の規定によるものとする。</p> <p>2. 請負者は、<del>JISマーク表示認証工場または</del>JISマーク表示認証工場で製造されJIS A 5308（レディーミクストコンクリート）により粗骨材の最大寸法、空気量、スランプ、水セメント比及び呼び強度等が指定されるレディーミクストコンクリートについては、配合に臨場するとともに製造会社の材料試験結果、配合の決定に関する確認資料を整備・保管し、<b>監督職員</b>の請求があった場合は、遅滞なく<b>提示</b>するとともに、検査時に<b>提出</b>しなければならない。</p> <p>なお、<del>JISマーク表示認証工場または</del>JISマーク表示認証工場で、かつ<b>長崎県生コンクリート品質管理監査制度の監査合格証</b>を取得した工場で製造された、上記レディーミクストコンクリートについては、配合に臨場する必要はないものとし、又施工に先立ち、<b>監査合格証</b>の写しを<b>監督職員</b>に<b>提出</b>することで、材料試験結果及び配合の決定に関する確認資料に代えることができるものとする。</p>	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>

頁	改訂後	改訂前	摘要
共-5-2	<p>3. 請負者は、JISマーク表示認証工場が工事現場近くに見当たらない場合は、使用する工場について、<b>設計図書</b>に指定したコンクリートの品質が得られることを<b>確認</b>の上、その資料により<b>監督職員の確認</b>を得なければならない。なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。</p> <p>4. 請負者は、JISマーク表示認証工場でない工場で製造されたレディーミクストコンクリート及びJISマーク表示<b>認証</b>工場であっても「JIS A 5308レディーミクストコンクリート」以外のレディーミクストコンクリートを用いる場合は、設計図書及び第1編5-5-4材料の計量及び練混ぜ、配合試験に臨場するとともに製造会社の材料試験結果、配合の決定に関する確認資料により監督職員の確認を得なければならない。ただし、指定事項に基づいた配合について、すでに使用実績（概ね1年以内の公共工事に限る）があり、品質管理データがある場合は、配合試験を行わず、使用実績の配合表により配合の決定に関する確認資料に代えることができるものとする。</p>	<p>3. 請負者は、<del>JISマーク表示認証工場または</del>JISマーク表示認証工場が工事現場近くに見当たらない場合は、使用する工場について、<b>設計図書</b>に指定したコンクリートの品質が得られることを<b>確認</b>の上、その資料により<b>監督職員の確認</b>を得なければならない。なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。</p> <p>4. 請負者は、<del>JISマーク表示認証工場または</del>JISマーク表示認証工場でない工場で製造されたレディーミクストコンクリート及びJISマーク表示<b>認定</b>工場であっても「JIS A 5308レディーミクストコンクリート」以外のレディーミクストコンクリートを用いる場合は、設計図書及び第1編5-5-4材料の計量及び練混ぜ、配合試験に臨場するとともに製造会社の材料試験結果、配合の決定に関する確認資料により監督職員の確認を得なければならない。ただし、指定事項に基づいた配合について、すでに使用実績（概ね1年以内の公共工事に限る）があり、品質管理データがある場合は、配合試験を行わず、使用実績の配合表により配合の決定に関する確認資料に代えることができるものとする。</p>	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>
様式集	<p>工事履行報告書の様式変更</p>		